

大分県優良産廃処理業者等支援事業実施要領
(産業廃棄物分別促進事業、電子マニフェスト導入促進事業)

1 事業の目的

循環経済への移行に向け、産業廃棄物処理のD X等を推進することにより優良産廃処理業者等の資源循環の取組を促進するため、事業者等及び産業廃棄物処理業者のD X等の取組を実施するのに要する経費の一部を補助する。

2 定義

- (1) 「事業者等」とは、次の各号のいずれかに掲げる者をいう。
- ア 県内に事務所又は事業所を有する事業者
 - イ 二以上の前号の事業者で構成される団体
- (2) 「産業廃棄物処理業者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
- ア 県内に本社及び事務所又は事業場を有する(特別管理)産業廃棄物収集運搬業者
 - イ 県内に中間処理場又は最終処分場を有する(特別管理)産業廃棄物処分業者
- (3) 本事業で補助事業の対象となる「優良産廃処理業者」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の3又は第10条の12の2に規定する、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力および実績を有する者の基準に適合する(特別管理)産業廃棄物収集運搬業者のうち、大分県内に本社及び事務所又は本社及び事業場を有する(特別管理)産業廃棄物収集運搬業者をいう。

3 補助の内容

優良産廃処理業者がコンテナを購入する際に要する経費、又は事業者等及び産業廃棄物処理業者が電子マニフェストを導入する際に要する別表1に掲げる経費の一部を補助する。

- (1) 補助対象者
- ア 産業廃棄物分別促進事業
優良産業廃棄物処理業者
 - イ 電子マニフェスト導入促進事業
事業者等及び産業廃棄物処理業者
- (2) 補助対象となる事業期間
- 交付決定日から翌年3月31日まで

(3) 補助上限額

ア 産業廃棄物分別促進事業

200 千円

イ 電子マニフェスト導入促進事業

100 千円

(4) 補助率

2 分の 1 以内

附則

この要領は、令和 8 年度予算に係る大分県優良産廃処理業者等支援事業費補助金から適用する。

別表 1

補助対象事業	補助対象経費	補助率（千円未満切り捨て）	補助上限額
産業廃棄物分別促進事業	①コンテナ購入費 （産業廃棄物分別用のコンテナを新規で増やす場合に限る。） ②その他知事が必要と認める経費	2分の1以内	1事業者あたり 200千円
電子マニフェスト導入促進事業	①電子マニフェスト基本料 ②電子マニフェスト使用のためのパソコン等電子機器購入費 ③その他知事が必要と認める経費	2分の1以内	100千円

- 注 1 補助対象経費については補助事業に要する経費から消費税を除いたものとする。
- 2 設置・工事費、維持管理費用等に係る費用については補助対象外とする。
- 3 産業廃棄物分別促進事業の補助対象となるコンテナは、大蔵省令に定められた耐用年数の期間内は、原則として産業廃棄物の排出現場に設置して使用すること。